

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

備考

一 建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には「一組の建築物」と記載する。  
 二 物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には該当物品が属する組物の意匠を記載する。  
 いの省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

## 附 則

## 二

改	正	後
〔一 略〕	〔一 同上〕	〔一 同上〕

一 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。  
 令和二年三月十日  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、これを加える。

## ○総務省告示第五十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。

総務大臣 高市 早苗

総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。  
 令和二年三月十日  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、これを加える。

総務大臣 高市 早苗

いの告示は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。

## ○総務省告示第六十号

放送法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和二年三月十日  
 総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

変	更	後
第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項	第1 [同左]	第1 [同左]

変	更	前
〔1 略〕	〔1 略〕	〔1 略〕

変	更	前
1 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）以下「規則」といふ。第七十条の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」といふ。）を指定された衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和二年総務省令第九号。第二号の四において「周波数使用」とするとき）	1 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）以下「規則」といふ。第七十条の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における基準伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」といふ。）を指	1 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）以下「規則」といふ。第七十条の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における基準伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」といふ。）を指

変	更	前
2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針	2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるよう	2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるよう

変	更	前
(1) 地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送による放送について、原則として、放送法第93条	(1) 地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送による放送について、原則として、放送法第93条	(1) 地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送による放送について、原則として、放送法第93条

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用機器セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

三十一	一組の電子情報処理機器セット





<tbl\_r cells="2" ix="5" maxcspan="1" maxrspan